

川崎市では、自治基本条例に基づく
市民本位のまちづくりを進めています！

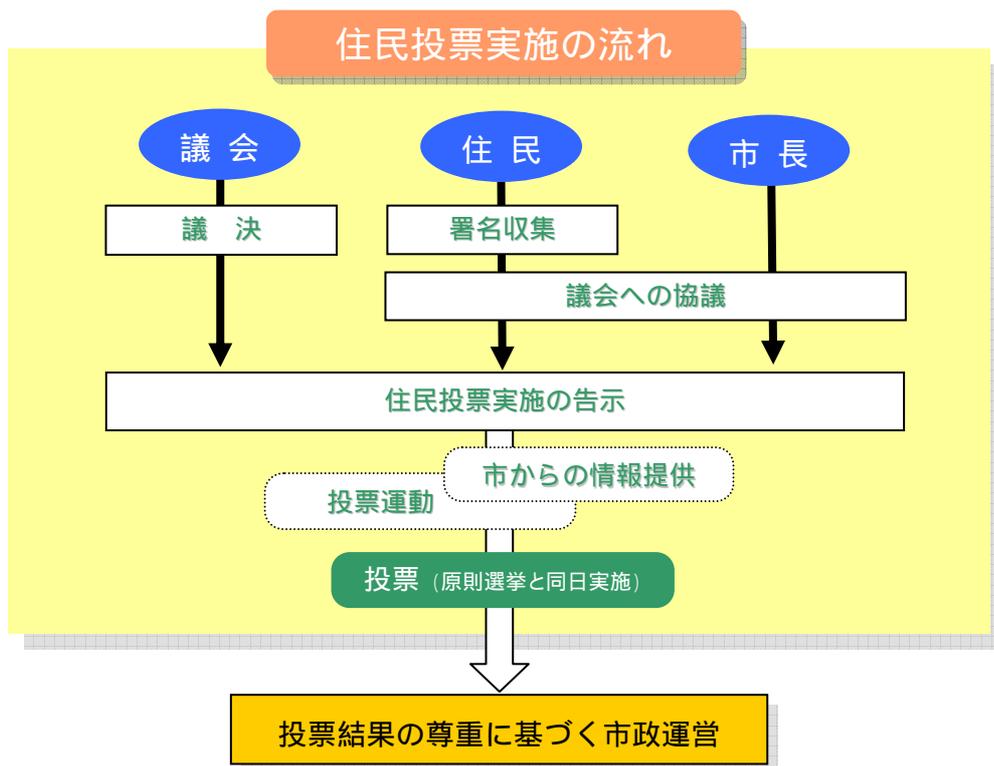


住民投票制度

が創設されました。

H20 年度中
条例施行
(予定)

住民投票制度は、市政にかかわる重要事項について、投票により、直接、住民の意思を確認することを目的とした制度です。



住民投票制度創設の意義

少子高齢化や情報化の進展など自治体を取り巻く環境変化のスピードが速く、住民のニーズや価値観も多様化しているとともに、地方分権に伴う自治体の自己決定権の拡充が進む中において、よりの確に住民の意思を踏まえて政策決定や市政運営を行っていくことが、一層求められています。

このため、市政にかかわる重要事項について、必要に応じて、直接、住民の意思を確認する住民投票制度を創設しました。

住民投票制度は、地方自治の基本である間接民主制を補完し、重要な政策の決定や実施にかかわる議論を活性化する仕組みであり、この制度を通じて住民の市政参加を促進し、より安定性の高い政策の決定や実施につなげていくことができます。

常設型の住民投票制度の必要性

住民投票制度には、必要が生じたつど議会の議決に基づいて条例を制定し、実施する『個別設置型』と、対象事項や投票資格者など、投票に関するルールを定めた条例をあらかじめ設けておき、それに基づいて実施する『常設型』があります。

『個別設置型』では、対象となる事案についての議論と併せて、そのつど投票の手続に関する議論も行われるため、実施に至るまでに時間を要し、場合によっては制度についての合意が得られず、投票に至らないケースも考えられます。

これに対して『常設型』は、あらかじめ投票に関するルールづくりを行うものことから、どのような事案が対象であっても同一のルールで投票を行うことが可能であり、制度の安定性、継続性などの点からもメリットがあります。

このことから、本市では、条例に基づく『常設型』の住民投票制度を創設しました。

自治基本条例における住民投票制度の位置付け

2005（平成17）年4月に施行された川崎市自治基本条例は、改めて地方分権の時代にふさわしい市民と自治体との関係、市民自治の確立をめざす基本理念、情報共有・参加・協働からなる自治運営の基本原則、これらを実現するための基本的な仕組みを明らかにし、市民の信託に基づく市政運営を的確に行っていくことを目的として制定されました。

住民投票制度は、参加の自治運営原則に基づく制度として、この条例の第31条に基本的な位置付けがされています。

（住民投票制度）

第31条 市は、住民（本市の区域内に住所を有する人（法人を除きます。）をいいます。以下同じ。）議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

住民投票制度の概要

住民投票条例の全文は、ホームページでご覧いただけます。

1 住民投票に付することができる市政に係る重要事項

- 住民投票に付することができる市政に係る重要事項とは、現在又は将来の住民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であって、住民の間又は住民、議会若しくは市長の間に重大な意見の相違が認められる状況その他の事情に照らし、住民に直接その賛成又は反対を確認する必要があるものとしします。

「現在又は将来の住民の福祉に重大な影響を与える可能性のある事項」とは・・

- 市の存立の基礎的条件に関する事項
- 市民全体に重大な影響を及ぼすおそれのある事項 など

- ただし、既に住民投票に付された事項、議会若しくは市長その他の執行機関により意思決定が行われた事項については、改めて住民に直接その賛成又は反対を確認することが必要とされる特別な事情が認められるものでなければならないこととしします。

「改めて住民に賛成又は反対を確認することが必要とされる特別な事情」とは・・

- 景気変動等による財政状況の大きな変化
- 対象事業に係る国の制度等の大幅な変更
- 時間的経過や他の事業への代替等に伴う再検証の必要性 など

- 次に掲げる事項は、重要事項とはしません。
 - 法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項
 - 住民投票を実施することにより、特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項
 - 専ら特定の地域に関する事項
 - 市民が納付すべき金銭の額の増減を専ら対象とした事項
 - その他住民投票に付することが適当でない認められる事項



2 投票資格者

- 本市に住所を有する満18歳以上の者で、次のいずれかに該当するものとします。
 - 日本国籍を有する者で、引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に記録されているもの
 - 引き続き3か月以上本市の外国人登録原票に登録されている者で、永住者、特別永住者又は日本に在留資格をもって3年を超えて外国人登録原票に登録されているもの
- * 公職選挙法で規定する欠格事由に該当する者（これに準ずる要件に該当する外国人と未成年者を含む。）については、投票資格者から除外します。

3 住民投票の発議

(1) 住民（投票資格者）発議

- 投票資格者は、その総数の1/10以上の者の署名を集めて、市長に対して、住民投票の実施を請求することができます。
 - * 市長は、住民からの請求に当たって、請求内容の条例適合性を確認します。
 - * 署名収集期間は、2か月以内とします。
 - * 署名収集の方法については、直接請求制度に準じます。

(2) 議会発議

- 議会は、議決により市長に対し、住民投票の実施を請求できます。
 - * 議案提出には、議員の定数の1/12以上の者の賛成を必要とします。

(3) 市長発議

- 市長は、自ら住民投票を発議できます。

4 住民投票の形式

- 発議又は請求に当たっては、住民投票に付そうとする事項について賛成又は反対を問う形式により行わなければなりません。

5 議会への協議

- 市長は、次に該当する場合、住民投票を実施することについて、議会に協議を求めなければなりません。
 - 住民発議において、署名収集の要件を満たして、請求代表者から実施の請求が行われた場合
 - 市長が自ら発議する場合

6 住民投票の実施

- 市長は、「議会への協議」の結果、議会の議員の2/3以上の者の反対があるときを除き、住民投票を実施します。
- 市長は、実施の告示をした日から60日経過した後に初めて行われる市の全区域を実施区域に含む選挙の期日と同じ日に住民投票を実施します。
- 住民投票の付議事項に緊急性等の理由があるときは、市長は、別の日を住民投票の期日として、住民投票を実施します。

7 情報の提供

- 市長は、中立性の保持に努め、投票資格者が投票の判断を行うために必要な情報の提供を行うものとします。

8 住民投票運動

- 住民投票の実施の告示の日以降、選挙の期間が重複するときは、当該選挙が行われる区域内において、住民投票運動をすることができません。
- 住民投票運動に当たっては、次に掲げる行為は禁止されます。
 - 買収、脅迫その他不正の手段により住民の自由な意思を拘束し、又は干渉する行為
 - 市民の平穏な生活環境を侵害する行為
 - 公職選挙法その他の選挙関連法令の規制に反する行為

9 投票及び開票

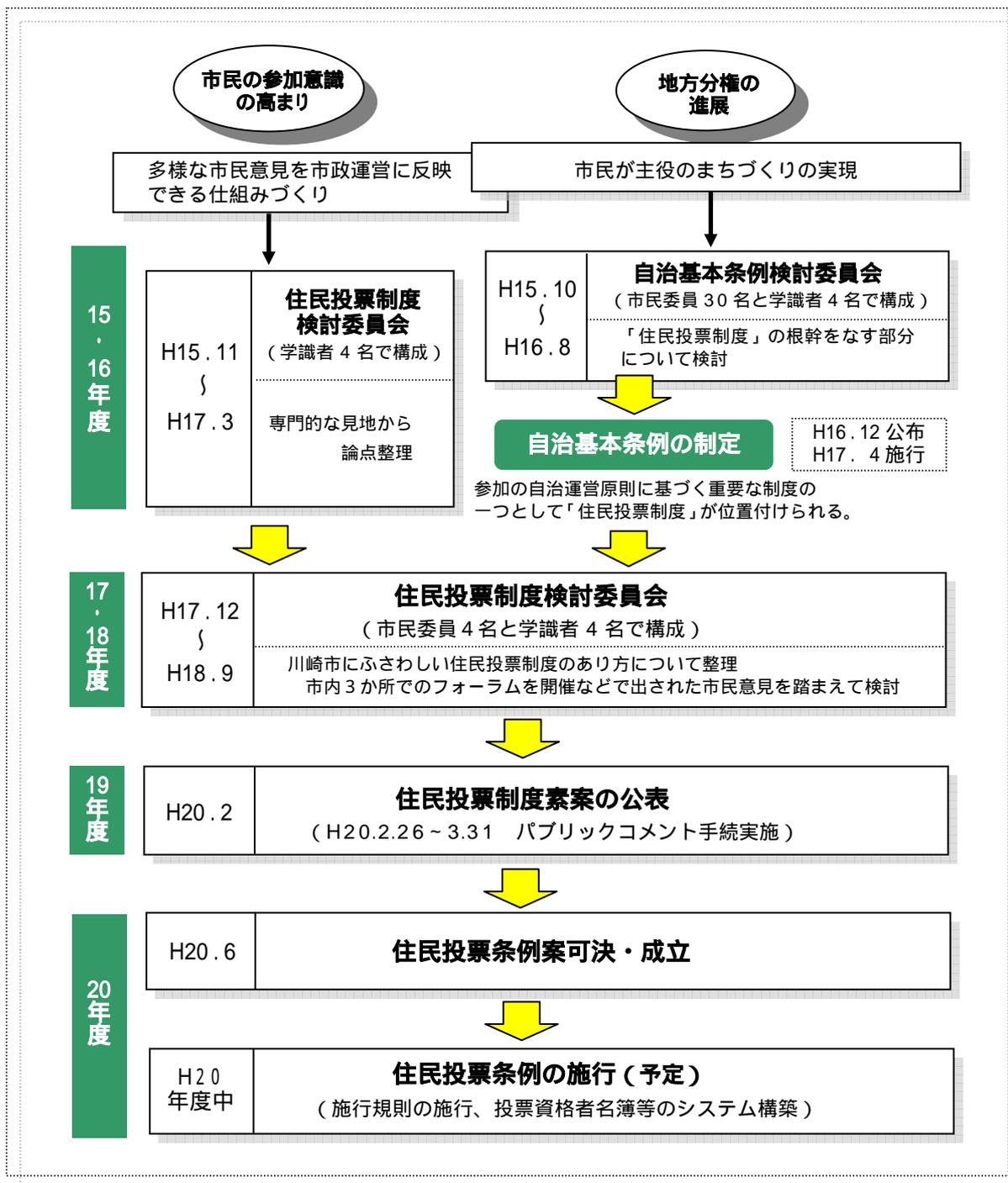
- 投票及び開票については、選挙に準じます。
- 投票所は、選挙と同じ場所としますが、選挙投票所に入場できない外国人や未成年者の方については、別に投票所を設けます。
- 期日前投票や不在者投票を行うことができます。

10 投票結果

- 議会と市長は、投票結果を尊重します。



本市における住民投票制度創設の経過



お問い合わせ先：川崎市総合企画局自治政策部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

TEL : 044(200)2028 / FAX : 044(200)3800 / E-mail : 20ziti@city.kawasaki.jp

<http://www.city.kawasaki.jp/20/20bunken/home/site/jichi/index.htm>

Web自治基本条例

検索

